

議案第 61 号

議決第 号

始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年8月31日 提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成22年始良市条例第120号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「500円」を「540円」に、「300円」を「340円」に、「250円」を「270円」に、「360円」を「400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、施行日以後に納付する一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に納付した一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。